

令和5年度『歳末たすけあい運動』年末年始事業助成実施要領

(主 旨)

富田林市内で活動をしている社会福祉団体・NPO、自治会・町会・自主防災組織・校区（地区）福祉委員会などの地縁組織が、新しい年を迎える時期に地域住民を対象として行う事業に対して、『歳末たすけあい募金』を原資に助成を行うことでその活動を支援し、地域において孤立することなく誰もが自分らしく暮らすことの出来るまちづくりへ幅広い理解と参加を推進することを目的とします。

(対象団体)

富田林市内に活動拠点を置き、地域福祉の向上を目的に活動をしている団体であって、本会が適当と認める団体。

(対象事業)

年末年始（12月1日～2月28日）に実施される、地域住民の参加あるいは地域住民を対象とした事業であって、繋がりや醸成及び地域内の絆を深めることが出来るような地域福祉の向上を目的とした事業。

- (例)・クリスマス会・もちつき大会・炊き出し訓練・新春イベント
- ・地域内で支えあえる新たなしくみづくり、見守り訪問、見舞い品
- ・ICTを活用した繋がりを醸成できる体制づくり（Zoom研修会）など

(対象外となる事業)

- ・ 構成員の相互共済とみなされるもの
(例) 会員だけで行う忘年会など
- ・ 営利のために行っているとみなされるもの
(例) 実費を超える参加費を徴収するなど
- ・ 営利活動者、政治、宗教の運営のための手段として行われるもの
(例) 物販の呼び込みのために行事を開催するなど
- ・ 対象となる事業に対して本助成金以外の助成金を受けているもの
(例) 予算を計上し、他で助成金を受けている場合など
- ・ その他、当会がふさわしくないと判断した行事や事業
(例) 他事業で使用する備品・物品の購入など

(申請方法)

以下の書類を富田林地区募金会に提出すること。

- ① 令和5年度歳末たすけあい運動年末年始事業申請書（様式Ⅰ）
- ② 令和5年度歳末たすけあい運動年末年始事業計画書（様式Ⅱ）
- ③ 申請団体調書（様式Ⅲ） ※③は前年度に申請頂いた団体は不要です。
ただし、活動内容や構成員などが大きく変わった場合は提出してください。

(受付期間)

令和5年10月2日(月)～同年11月10日(金)まで

(助成限度額)

募金実績に基づき、1団体に対して上限を20,000円とし、予算内で助成します。

※募金実績に基づくため、申請満額を助成出来ない場合があります。

なお、助成金は概ね12月25日以降に交付するものとします。

※助成金交付後、支出額が助成金額に満たない場合は返金いただきます。

(自己負担)

助成金の交付にあたっては、対象事業に1/10以上の自己資金を必要とします。

例) 事業総額20,000円の場合

$20,000円 \times 90\% = 18,000円$ が申請上限額となり、

$20,000円 \times 10\% = 2,000円$ が自己資金額となります。

※事業総額22,223円以上の事業から、20,000円の申請を行えます。

(決定通知)

申請書類等を精査の上、本会が認めた場合、助成決定通知書を郵送し通知します。

(活動報告)

活動終了後、速やかに活動報告書(様式Ⅳ)に活動中の写真、領収書の写しにチラシや案内文等を添付して提出するものとします。

(その他)

歳末たすけあい運動から助成を受けた事業であることを明確に周知(案内文、チラシ等)してください。